

品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱

制定	昭和63年1月29日区長決定要綱第3号
改正	平成3年2月15日区長決定要綱第6号
改正	平成4年12月24日区長決定要綱第1号
改正	平成6年6月15日区長決定要綱第50号
改正	平成12年1月31日区長決定要綱第3号
改正	平成14年2月27日区長決定要綱第11号
改正	平成16年7月28日区長決定要綱第116号
改正	平成18年5月25日区長決定要綱第110号
改正	平成24年4月1日区長決定要綱第115号
改正	平成27年1月23日区長決定要綱第3号
改正	令和2年5月1日区長決定要綱第63号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）における良好な都市空間と住環境の形成を図るため、一定規模以上の建築物を建設する事業主に対し、必要な指導内容を定め協力を求めることにより、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業主の責務)

第2条 次条に掲げる事業の事業主（以下「事業主」という。）は、この要綱の目的達成のため、区の指導および要請に協力するとともに、自らの責任において次条に掲げる事業を行う敷地（以下「事業敷地」という。）の現在の地域環境および当該事業が周辺地域に及ぼす影響を事前に調査し、地域の生活環境を良好なものとするよう努めるものとする。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について適用する。

- (1) 5区画以上に分割して行う建売事業または宅地分譲事業
- (2) 共同住宅、寄宿舎、下宿、寮、長屋その他複数の住戸を有する建築物（以下「集合住宅等」という。）のうち、住戸の数が20以上のものの建設事業
- (3) 延べ面積が2,000平方メートル以上の建設事業
- (4) 敷地面積が1,000平方メートル以上の建設事業
- (5) 店舗、飲食店、銀行、病院、興業施設、展示施設等、宿泊施設、運動施設または遊技場等、公衆浴場および自動車教習所その他これらに類する施設を有する建築物のうち、不特定多数の区民の利用に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものの建設事業

2 既存の建築物の増築または用途の変更（以下「増築等」という。）をする場合において、当該増築等の後の建築物が対象事業による建築物に該当するときは、当該

増築等を対象事業とみなして、この要綱の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、この要綱の規定を適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく都市計画事業

(2) 前号に準ずる事業で、区長が特に認めるもの。

（事前協議）

第4条 事業主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する申請、通知等を行う前に、対象事業の基本計画およびこの要綱に定める事項について、あらかじめ区長に申し出て協議するものとする。

（大規模開発事業における協議）

第5条 対象事業のうち、事業敷地の面積が概ね5,000平方メートルを超えるものを行う事業主は、周辺地域の生活環境の保全および良好な都市空間の形成のため、大規模開発事業連絡調整事務処理要領（昭和62年6月15日制定）の規定に基づき、別途、区と協議するものとする。

（協定の締結）

第6条 事業主は、前2条の規定に基づく協議の結果、合意に達した事項について、建築基準法に規定する申請、通知等を行う前に協定を締結するものとする。

第2章 生活環境

（地区独自の計画等との整合）

第7条 都市計画法の規定に基づく地区計画の区域内または品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要領（昭和63年1月29日制定。以下「指導要領」という。）で指定するまちづくりビジョン等の区域内において対象事業を行う事業主は、当該地区計画またはまちづくりビジョン等の目標、方針等を実現するため、対象事業の計画について、区と協議するものとする。

（事業敷地の確認）

第8条 区道、公園、区有通路および法定外公共物（以下「区道等」という。）と接する事業敷地において対象事業を行う事業主は、区道等との境界ならびに敷地への人および車両の出入口について、区と協議するものとする。

（敷地面積）

第9条 対象事業のうち、第3条第1項第1号に該当するものを行う事業主は、過度な敷地の細分化および建築物の過密化を抑制するため、指導要領で定める基準により、一区画当たりの敷地面積を確保するものとする。

（共用スペース）

第10条 対象事業のうち、第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するものを行う事業主は、周辺地域の住民（以下「周辺地域住民」という。）の交通の安全および利便性ならびに良好な生活環境を確保するため、指導要領で定める基準により、共用スペースを事業敷地内に整備し、将来にわたって自主管理するものとする。この場合において、共用スペースは周辺地域住民の利用に供するものとする。

る。

(緑化の促進)

第 11 条 事業主は、みどり豊かなまちづくりを図り、うるおいと安らぎのある快適な生活環境を確保するため、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号）の規定に基づき、緑化を促進するものとする。

(憩いの場)

第 12 条 第 3 条第 1 項第 2 号に該当する対象事業のうち、住戸面積が 55 平方メートル以上の住戸の数が 20 以上で、かつ、敷地面積が 1,000 平方メートル以上のもの（敷地の過半が商業地域または近隣商業地域である当該敷地において行われる事業を除く。）を行う事業主は、子どもの遊び場の確保、居住者および周辺地域住民のコミュニティ形成のため、指導要領で定める基準により、事業敷地内の外部空間、屋上等に憩いの場を設け、将来にわたって自主管理するものとする。ただし、住戸面積が 55 平方メートル以上の住戸であって、当該住戸の数が 50 未満の場合は、区と協議のうえ、憩いの場を共用スペースに替えることができる。

(集いの場)

第 13 条 第 3 条第 1 項第 2 号に該当する対象事業のうち、住戸面積が 55 平方メートル以上の住戸であって、当該住戸の数が 75 以上のものを行う事業主は、居住者のコミュニティ形成のため、指導要領で定める基準により、集いの場を設置するものとする。

(店舗整備を伴う事業)

第 14 条 対象事業のうち、店舗整備を伴うものを行う事業主は、周辺地域の適正な商業環境および生活環境を保持するため、事業の計画について、区と協議するものとする。

(自動車駐車場の設置)

第 15 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するもの（集合住宅等の建設事業に限る。）を行う事業主は、事業敷地の周辺の道路における路上駐車を抑止し、居住者および周辺地域住民の良好な生活環境を確保するため、指導要領で定める基準により、居住者のための自動車駐車場を設けるものとする。

(自転車等駐車場の設置)

第 16 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するもの（集合住宅等の建設事業に限る。）を行う事業主は、事業敷地の周辺の道路における路上駐輪を抑止し、居住者および周辺地域住民の良好な生活環境を確保するため、指導要領で定める基準により、居住者のための自転車等駐車場およびその使用通路を設けるものとする。

2 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 5 号に該当するものを行う事業主は、自転車等の通行機能および歩行者の安全を保持するとともに、緊急活動の場の確保を図り、区民の安全で快適な生活環境を維持向上させるため、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 13 年品川区条例第 32 号）の規定に

基づき、自転車等駐車を設置するものとする。

（廃棄物等の保管場所の設置）

第 17 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するものを行う事業主は、資源の効率的な再利用および廃棄物の適正排出を促し、周辺地域の生活環境の向上を図るため、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 11 年品川区条例第 24 号）および品川区事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱（平成 18 年品川区要綱第 82 号）の規定に基づき、必要な施設の整備を行うものとする。

（福祉のまちづくり）

第 18 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当するものを行う事業主は、高齢者、障害者その他の全ての区民が不特定多数の用に供する建築物等を支障なく使用できるようにするため、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和 53 年品川区要綱第 134 号）の規定に基づき、必要な施設の整備を行うものとする。

（環境の保全）

第 19 条 事業主は、低炭素な暮らし、持続可能な循環型都市および健全でやすらぎのある生活を実現するため、品川区環境基本計画（平成 30 年策定）に基づき、対象事業の計画について配慮するよう努めるものとする。

（細街路の整備）

第 20 条 事業主は、事業敷地が幅員 4 メートル未満の道路に接する場合は、良好な住環境を確保し、安全で快適なまちづくりを促進するため、品川区細街路拡幅整備要綱（昭和 63 年 3 月 7 日区長決定）の規定に基づき、当該接する部分の土地を拡幅整備するものとする。この場合における舗装構造等については、区と協議するものとする。

2 事業主は、前項の規定により拡幅整備した土地が公道沿いにある場合、その帰属および管理について、区と協議するものとする。

（街並みの保全および景観の創出）

第 21 条 事業主は、地域の個性および文化的な特色を活かした魅力的な景観の形成を図り、潤いおよび安らぎのある快適なまちづくりを実現するため、品川区景観計画（平成 23 年策定）および品川区景観条例（平成 22 年品川区条例第 31 号）の規定に基づき、地域の特性に応じた街並みの保全および周囲の景観等との調和を考慮し、新たな都市景観の創出に配慮するよう努めるものとする。

2 品川区景観計画の重点地区において対象事業を行う事業主は、地区固有の資源および個性を活かして個性的な景観を形成するため、対象事業の計画について、区と協議するものとする。

（義務教育施設等への影響）

第 22 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するもの（集合住宅等の建設事業に限る。）を行う事業主は、適正な義務教育、幼児教育および保育の実現のため、必要に応じて、義務教育施設および幼児教育・保育

施設への影響について、区と協議するものとする。

2 義務教育施設が立地する街区（道路、鉄道および河川等で囲まれた一体の区域のことをいう。以下同じ。）およびその隣接する街区において対象事業を行う事業主は、通学する児童および生徒等の安全を確保するため、必要な措置について、区と協議するものとする。

3 幼児教育・保育施設が立地する街区およびその隣接する街区において対象事業を行う事業主は、通所する幼児、乳児等の安全を確保するため、必要な措置について、区と協議するものとする。

（既存工場との協調）

第 23 条 準工業地域において、対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 1 号または第 2 号に該当するものを行う事業主は、地域における既存工場の操業環境を維持するため、事業敷地の周辺の既存工場の操業等に障害を及ぼすことのないよう努めるものとする。

（文化財の保護）

第 24 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により指定された埋蔵文化財包蔵地およびその周辺で対象事業を行う事業主は、文化財の適切な保護および保全のため、必要な措置について、区と協議するものとする。

（区事業との調整）

第 25 条 区の各事業の実施に影響を及ぼす可能性のある対象事業を行う事業主は、地域における区の各事業の調整および円滑な執行を図るため、必要に応じて、区と協議するものとする。

（町会活動への参加および協働）

第 26 条 事業主は、良好な地域コミュニティを維持および形成し、居住者や周辺地域住民がより強いつながりをもった地域社会の実現に資するため、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例（平成28年品川区条例第15号）の規定に基づき、町会への加入、町会活動への参加等に向けた取組みを行うものとする。

第 3 章 防災対策

（防火および震災対策に必要な水槽および消火器等の設置）

第 27 条 対象事業のうち、第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当するものを行う事業主は、災害に対する地域の防災施設の向上を図るため、品川区地域初期消火対策施設整備要綱（令和 2 年品川区要綱第 65 号）の規定に基づき、防火および震災対策に必要な水槽、消火器および消火器格納箱の整備について、区と協議するものとする。

（雨水流出抑制対策）

第 28 条 事業主は、雨水の流出抑制を図るとともに、快適な都市環境を確保するため、品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成 25 年品川区要綱第 69 号）の規定に基づき、雨水の貯留または地下浸透に係る施設を整備するとともに、当該施設の機能を十分に保つため、良好な維持管理を行うものとする。

(落下物防護措置)

第 29 条 第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する対象事業のうち、3 階建以上の建築物を建設するものを行う事業主は、平常時および災害時の道路利用者の安全を確保するため、指導要領で定める基準により、落下物による事故等を防止する措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 雑 則

(事業計画または事業主の変更)

第 30 条 事業主は、事業計画または事業主を変更しようとするときは、速やかに区長に届けるものとする。

(事業完了の報告および検査)

第 31 条 事業主は、この要綱の規定に基づき協定を締結した事業が完了したときは、区長に対して遅滞なく完了の報告をするものとする。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、当該事業の施設について検査を行う。

(譲受人への周知)

第 32 条 事業主は、この要綱の規定に基づき協定を締結した事業により整備した施設を第三者に譲渡するときは、この要綱の規定に基づき締結した協定書の内容および周辺地域の環境上の問題点をあらかじめ書面で譲受人に周知するものとする。

(委 任)

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

(要綱の見直し)

第 34 条 この要綱は、社会情勢の変化を注視しながら、概ね 5 年を目処に見直しを行うものとする。

付 則

1 この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から適用する。

2 この要綱の適用の日前に、区長と協定を締結している、または事前協議書を提出している事業については、なお従前の例による。